

習志野市規則第 5 2 号

○習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例
施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例（令和 6 年条例第 2 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(行動計画の策定)

第 3 条 市長は、条例の目的を達成するため、毎年度の行動計画を策定するものとする。

2 前項の行動計画には、予算の定める範囲内で、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

- (1) ポイ捨て等の防止に関する事項
- (2) 生活環境が損なわれる給餌の防止に関する事項
- (3) その他条例の目的を達成するための施策に関する事項

(重点区域の指定)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による重点区域の指定は、期間又は時間帯を限って行うことができる。

2 条例第 9 条第 3 項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 重点区域を指定する場合 次に掲げる事項
 - ア 指定する重点区域の名称及び範囲
 - イ 期間又は時間帯を限って指定するときは、当該期間又は時間帯
 - ウ 指定する期日
- (2) 重点区域の指定を変更する場合 次に掲げる事項
 - ア 変更する重点区域の名称
 - イ 変更する内容
 - ウ 変更する期日

(3) 重点区域の指定を解除する場合 次に掲げる事項

ア 解除する重点区域の名称及び範囲

イ 解除する期日

(環境美化推進員)

第5条 条例第11条第1項の環境美化推進員(以下「推進員」という。)は、次のいずれにも該当する者として町会、自治会等の自治組織(以下「自治組織」という。)の長の推薦があった者とする。

(1) 条例の趣旨をよく理解し、協力的で熱意のある者

(2) 満18歳以上で市内に住所を有する者

2 推進員は、自治組織にそれぞれ1名以上置く。

3 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員は、次に掲げる活動に努める。

(1) 清潔できれいなまちづくりの推進に関する市からの依頼事項を自治組織に周知すること。

(2) 清潔できれいなまちづくりの推進に関する自治組織の要望をとりまとめ、市に伝達すること。

(3) 市が実施する清潔できれいなまちづくりの推進に関する説明会等に出席すること。

(きれいなまちづくりの日)

第6条 条例第12条の規定に基づき、きれいなまちづくりの日を毎年5月30日及び11月1日とする。

(過料処分)

第7条 条例第14条第1項の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書(別記第1号様式)により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料処分は、過料処分通知書(別記第2号様式)を交付して行うものとする。

3 条例第14条第1項の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、条例第8条の規定(生活環境が損なわれる給餌に

係るものに限る。以下この項において同じ。)に違反したことにより条例第14条第1項の規定に基づき過料に処された者を、再び条例第8条の規定に違反したことにより条例第14条第1項の規定に基づき過料に処する場合の過料の額は、1万円とする。

(身分証明書)

第8条 条例第14条第2項の規定により過料に処するための手続その他の行為に従事する職員は、身分証明書(別記第3号様式)を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する

別 記

第1号様式(第7条第1項)

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長

印

あなたは、次のとおり習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例第8条の規定に違反し、重点区域において

- ごみの回収容器その他の定められた場所以外の場所への放置
- ごみの回収容器その他の定められた場所以外の場所への投棄
- ごみの定められた方法によらない処理
- ごみの定められた方法によらない放置
- ごみの定められた方法によらない投棄
- 生活環境が損なわれる給餌

をし、同条例第10条に基づく指導に従いませんでした。

これは、同条例第14条第1項の規定により過料処分の対象となります。

違反日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
	署 名

第2号様式(第7条第2項)

第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長

印

あなたは、次のとおり習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例第8条の規定に違反し、重点区域において、

- ごみの回収容器その他の定められた場所以外の場所への放置
- ごみの回収容器その他の定められた場所以外の場所への投棄
- ごみの定められた方法によらない処理
- ごみの定められた方法によらない放置
- ごみの定められた方法によらない投棄
- 生活環境が損なわれる給餌

をし、同条例第10条に基づく指導に従いませんでしたので、同条例第14条第1項及び習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例施行規則第7条第3項の規定により金2,000円の過料に処します。

違反日時	年 月 日()	午前・午後	時	分頃
違反場所	習志野市			

別途納入通知書又はこの場で現金によりお支払いください。

(教示)

第3号様式(第8条)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第	号
	所 属 氏 名	年 月 日	生
上記の者は、習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例第14条第2項の規定により、過料に処するための手続その他の行為を行う職員であることを証明する。			
年 月 日 発行		習志野市長 印	

(裏)

習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例(抜粋)

(禁止行為)

第8条 市民等は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌をしてはならない。

(重点区域の指定)

第9条 市長は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。

以下 略

(指導)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。

(過料)

第14条 第9条第1項の規定により指定した重点区域において第8条の規定に違反した者であって、第10条の指導に従わないものは、1万円以下の過料に処する。

2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定するものに行わせることができる。

別記第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

第 2 号様式（第 7 条第 2 項）

第 3 号様式（第 8 条）